金沢中学校 PTA 規約

第１章　　名称および所在地

第１条　本会は横浜市立金沢中学校ＰＴＡと称し、事務所を金沢中学校内におく。

第２章　　目　　的

第２条　本会は下記の諸項を目的とする。

１．日常生活における生徒の福祉を増進する。
２．民主的教育に対する理解を深め、これを促進する。
３．家庭と学校との連絡を緊密にし、生徒の生活指導につき互いに協力する。
４．社会一般の協力を得て、生徒の心身の健全な発達をはかる。
５．学校教育環境の整備に協力する。

第３章　　方　　針

第３条　本会は教育を本旨とする民主的団体であって、非営利的・非宗教的・非政党的団体である。

第４条　本会は教職員の活動を助長するために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接学校人事には干渉しない。

第４章　　事　　業

第５条　本会は第２条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

１．講演会、研究会、懇談会、講習会、見学会等の開催。
２．学校教育活動への協力
３．社会教育活動への協力
４．その他、本会目的達成のために必要な事業

第５章　　会　　員

第６条　本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、本校に勤務する教職員とする。

第６章　　会　　計

第７条　本会の経費は会費・事業収入・その他の収入をもってあてる。

第８条　会費は月額４００円とし、２名以上の生徒が在籍する会員は月額５００円とする。但し、事情により減免することができる。

第９条　本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　　役　　員

第１０条　本会に下記の役員をおく。ただし、特別の事情を認める場合に限り、役員を増やすことができる。

１．会長　　１名（保護者）
２．副会長　　２名（保護者）
３．会計　　２名（保護者１名・教職員１名）
４．書記　　２名（保護者１名・教職員１名）
５．会計監査　　２名（保護者）

第１１条　役員の任期は１年とする。但し、再選を妨げない。

第１２条　役員の選出は３月総会にて行い４月より就任する。役員の選挙に関する規定は別に定める。

第１３条　役員の任務は次の通りである。

１．会長は本会を代表し、総会及び実行委員、その他を主催する。会長は各委員会委員長、副委員長を委嘱する。

２．副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。

３．会計は本会の会計を掌り、収入および支出を正確にし、５月総会には会計監査を受けた決算報告をする。

４．書記は各会議の議事を記録し、会合の通知をする。

５．会計監査はその年度の会計を監査し総会に報告する。

第８章　　総　　会

第１４条　総会は定期総会と臨時総会とする。

第１５条　定期総会は３月と５月に開催する。３月総会においては役員の選出、５月総会においては事業報告および予算・決算の審議を行う。但し、総会は、集会・書面・Web などによって開催することができる。

第１６条　臨時総会は実行委員会において必要と認めたとき、または会員総数の５分の１以上の要求があった時に開く。

第１７条　総会は委任状も含めて会員総数の過半数をもって成立する。決議は出席者の過半数をもって決定する。書面・Web などによる総会は、会員総数の過半数の回答書をもって成立する。議決は回答書に基づき、その過半数をもって決定する。

第９章　　実行委員会

第１８条　実行委員会は本会の役員（会計監査を除く）、各委員長および校長、副校長をもって構成する（ただし、広報委員会と運営委員会は副委員長１名も構成員とする）。

第１９条　実行委員会の任務は次の通りである。

１．各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。

２．総会に提出する議案その他報告書を提出する。

３．予算・決算に関すること。

４．その他会員に委任された事項を処理する。

第２０条　実行委員会は委員の２分の１以上の出席をもって設立する。

第１０章　　委　員　会

第２１条　委員会は次の通りである。

１．学年委員会

２．広報委員会

３．運営委員会

４．地区委員会（金沢・八景・文庫・釜利谷）

５．特別委員会

第２２条　各委員会の選出、分属は次の通りとする。

１．各委員会は学年ごとに前年度のクラス数に応じて委員を選出しその委員によって構成する。

２．各地区より事情に応じた人数の地区委員を選出する。

３．各委員会には教職員からも選出される。

第２３条　広報委員会、運営委員会には委員長１名、副委員長１名をおく。
学年委員会には、各学年より委員長各１名をおく。

第２４条　各委員会の委員長、副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。

第２５条　各委員会は実行委員会の承認のもとに下記の任務を行う。

１．学年委員会は学級ならびに学年の親睦・交流をはかり、学校教育に対する理解と協力を深める。また、生徒および会員の健康増進を図る。

２．広報委員会は会報の発行・広報活動の推進を図る。

３．運営委員会は生徒および会員の福祉増進を図る。また、会員の教養を高め社会教育を盛んにする。

４．地区委員会は生徒の校外における生活指導に協力し、諸団体と連絡してＰＴＡの地区活動に協力する。

５．特別委員会は本会の必要とする特別の事業を行う。

第１１章　　情報の取り扱い

第２６条　本会が PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の収得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第１２章　　改　　正

第２７条　本規約の改正は総会において出席者(または回答書)の３分の２以上の賛成を必要とする。

第２８条　本規約は昭和３５年２月２７日より施行する。

昭和４１年　４月３０日一部改正
昭和４５年　２月２７日一部改正
平成　４年１１月　２日一部改正
平成１４年　２月　２日一部改正
平成１５年　２月　３日一部改正
平成１７年　３月　９日一部改正
平成１７年　５月　６日一部改正
平成２０年　３月　６日一部改正
平成２３年　５月２７日一部改正
平成２６年　５月２０日一部改正
平成２９年　５月１９日一部改正
令和元年　５月１７日　第６章第８条一部改正
令和２年　１月　７日　第１０章第２２条一部改正
令和３年　５月１３日　一部改正

ＰＴＡ役員選挙規定

１．役員の選挙に関して役員推薦委員会をつくり候補者を決定し、総会において選挙する。
２．役員推薦委員会は次の８名により構成する。
　（１）各地区よりそれぞれ１名を選出する。　　（４名）
　（２）教職員の中より２名を選出する。　　（２名）
　（３）実行委員の中より２名を選出する。　　（２名）
３．推薦委員は互選により委員長１名、副委員長１名を選出する。
４．推薦委員会は各役員候補者を３月総会に推薦することを任務とする。
５．推薦委員会の任期は総会において役員決定と同時に終了するものとする。
６．役員候補者の氏名は本人の同意を得て総会一週間前までに全会員に報告する。
７．役員推薦委員は自ら役員候補者になることができない。
８．４月よりの新会員の中からも役員候補者を推薦することができる。

金沢中学校ＰＴＡ組織図

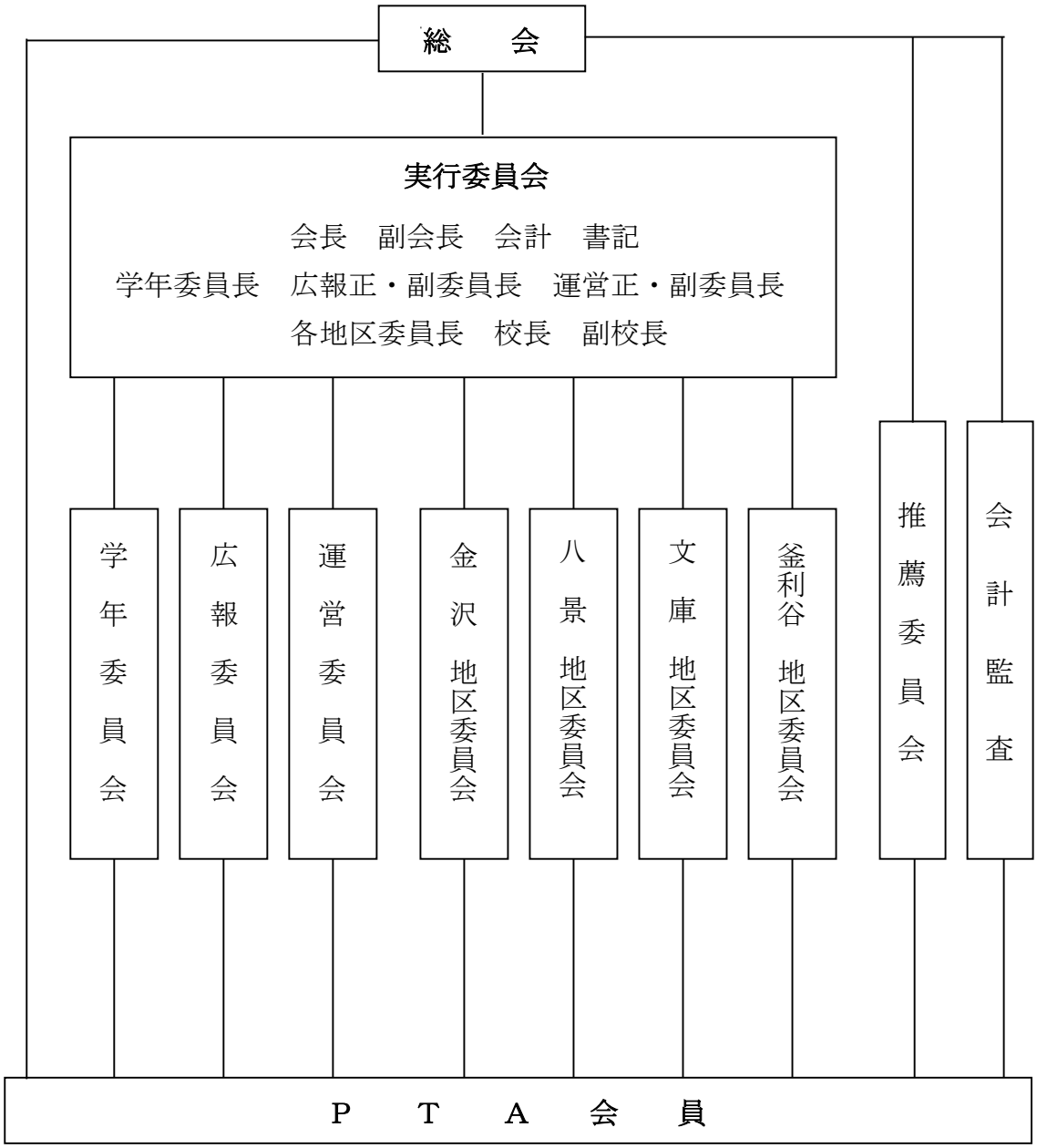

ＰＴＡ専門委員の仕事内容

学年委員会

◎学級ならびに学年の親睦・交流をはかり、学校教育に対する理解と協力を深める。また、生徒および会員の健康増進を図る。

活動例：年１回の学年交流会（学級交流会など）、標準服・体操服の回収と販売
家庭教育学級の協力、学校保健委員会に参加。

広報委員会

◎会報の発行・広報活動の推進を図る。

活動例：ＰＴＡ広報誌の発行

運営委員会

◎生徒および会員の福祉増進を図る。また、会員の教養を高め社会教育を盛んにする。

活動例：講習会、社会見学、ベルマークの集計発送

地区委員会

◎生徒の校外における生活指導に協力し、諸団体と連絡してＰＴＡの地区活動に協力する。

活動例：地区懇談会、ふれあいウォーク
金沢、八景、文庫、釜利谷の４地区に分かれ、各地区内での交流を図る。委員は１月中旬から２月初旬に決定する。

（◎の文はＰＴＡ規約上の各委員会の任務です）

慶弔に関する規定

金沢中学校ＰＴＡ

◎生徒に関するもの

１．生徒が死亡したときは、学校より役員に知らせ、香典（１万円）を供える。
２．生徒が学校の教育活動におけるけがなどで、１０日以上の入院加療の場合、役員が協議検討の上、見舞金（５千円）を贈る。

◎保護者に関するもの

１．保護者が死亡したときは、学校より役員に知らせ、香典（１万円）を供える。
２．保護者が学校行事、ＰＴＡ活動において、けがなどをした場合、役員が協議検討の上、見舞金（３千円）を贈る。

◎教職員に関するもの

１．教職員が結婚したときは、祝い金（１万円）を贈る。
２．教職員に子女が誕生したときは、祝い金（５千円）を贈る。
３．教職員が死亡したときは、保護者に知らせ、香典（１万円）を供える。
４．教職員の配偶者・実父母・同居の義父母が死亡したときは、香典（５千円）を供える。
５．教職員が転退職する場合は、一年につき千円の割で記念品を贈る。但し、３年以下は一律に３千円を贈る。この項目には、非常勤教職員も含む。

◎役員および実行委員に関するもの

１．役員および実行委員がその任務を終えたときには、感謝状と記念品（３千円）を贈る。

☆この内規の運用について必要が生じたときは、役員協議の上、実行委員会の承諾を得て、別途の取り扱いをすることができる。

平成２０年　３月６日一部改正
令和５年　６月５日　一部改正